

令和 2 年 5 月 7 日

保護者様

大阪市教育委員会
こども青少年局
大阪市立今津中学校
校長 福崎真広

令和 2 年 5 月 11 日からの臨時休業期間の延長について（お知らせ）

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、先に令和 2 年 5 月 10 日（日曜日）まで臨時休業期間の延長をお知らせしたところです。このたび、政府が「緊急事態宣言」の延長を行ったことを受け、幼児児童生徒の感染予防の徹底を図るため、大阪市立の全ての幼稚園・小学校・中学校について、改めて令和 2 年 5 月 11 日（月曜日）から 5 月 31 日（日曜日）まで臨時休業を延長させていただきます。

ただし、安全面に最大限配慮を行ったうえで、臨時休業中においても、登校園日を設定いたします。

つきましては、保護者の皆様におかれましてもご理解賜り、これまでと同様にご家庭でのお子様の健康状態の把握（健康観察表への記入を含む）及び心身の健康と安全、安心への配慮、感染症予防の指導等について、よろしくご理解ご協力を重ねてお願い申しあげます。

また、どうしても家庭でお子様の監護ができない場合や、お子様が一人で留守番ができない等の場合の平日の居場所の確保等についても、これまでどおり実施します。（通常のいきいき活動は休止していますが、連携して対応します。）

なお、新型コロナウイルス感染症に伴う「緊急事態宣言」に係る対応については、日々状況が変化しているため、変更が生じる場合があります。その折は、改めてお知らせいたしますので、よろしくお願い申しあげます。

記

1 臨時休業期間の延長

・令和 2 年 5 月 11 日（月曜日）～5 月 31 日（日曜日）を臨時休業とします。

（5 月 10 日までとしておりました臨時休業期間を延長します。）

臨時休業期間中に、登校日を設定します。

登校日の日程につきましては、明日、改めてお知らせいたします。

※ただし、臨時休業の期間や範囲等については、国の緊急事態宣言や大阪府域の感染状況等により、変更する場合があります。